○経済産業省告示第二百二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十三日　経済産業大臣　林　幹雄

名称	変更前後別	完成検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	中四国支店　広島県広島市西区南観音五丁目九番七号
	後	中四国支店　広島県広島市中区鶴見町三番一号

○経済産業省告示第二百三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十三日　経済産業大臣　林　幹雄

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
大陽日酸エンジニアリング株式会社	前	中四国支店　広島県広島市西区南観音五丁目九番七号
	後	中四国支店　広島県広島市中区鶴見町三番一号

人事異動

法務省

（法務省大臣官房司法法制部審査監督課長）法務事務官　村田　昌平

財務省に出向させる

（財務省大臣官房付）財務事務官　金沢　孝志

法務事務官（法務省大臣官房司法法制部審査監督課長）に転任させる（以上七月十日）

国税庁

（財務省大臣官房付）財務事務官　片山　一夫

関東信越国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる

（関東信越国税不服審判所長（首席国税審判官））国税庁　玉川　雅之

財務省に出向させる（以上六月三十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月九日午後四時四十五分御出門、日本フィルハーモニー交響楽団　創立六十周年記念　第六百八十二回東京定期演奏会を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同六時二十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日　金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

次の者が平成28年6月15日付で、公益理事を退任した。

役職	氏名
公益理事	内田　公三
	下谷内富士子

次の者が平成28年5月28日付で、会員理事を退任した。

役職	氏名
会員理事	和田　哲哉

次の者が平成28年6月15日付で、会員理事を退任した。

役職	氏名
会員理事	西田　宜正

次の者が平成28年6月15日第9回定時総会において、公益理事に選任された。

役職	氏名
公益理事	平本　和生
	唯根　妙子

次の者が平成28年6月15日第9回定時総会において、会員理事に選任された。

役職	氏名
会員理事	齋藤　雅之

次の者が平成28年6月15日第9回定時総会において、会員監事に選任された。

役職	氏名
会員監事	岡本　強

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定に基づき、次のとおり庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成28年7月13日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のとおり」は省略し、庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定に基づき、次のとおり境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成28年7月13日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のとおり」は省略し、境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、鳥取県庁及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、青森労働局の関係労働者を代表する者三浦義樹の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年7月13日　厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、青森労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年7月25日

4　推薦書及び添付書類提出先　青森労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。